

改正

令和4年3月29日告示第150号

盛岡市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、認定事業者が優良再開発型優良建築物等整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示における用語の意義は、次項に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国要綱」という。）の定めるところによる。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優良再開発型優良建築物等整備事業 国要綱附属第I編イ-16-(2)又はロ-16-(2)に基づく事業で、国要綱附属第II編第1章イ-16-(2)2の1第1号に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業に該当するもの（市街地環境形成タイプに該当する事業にあつては、同号ロ(1)の要件に該当するもののうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものに限り、同号ロ(4)の要件に該当するものを除く。）をいう。

(2) 認定事業者 優良再開発型優良建築物等整備事業を実施する者として、別に定めるところにより市長が認定した者をいう。

(補助の交付の対象及び補助額)

第3 第1に掲げる経費は、認定事業者が優良再開発型優良建築物等整備事業を行う場合に要する次に掲げる経費で、国要綱及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日建設省住宅局長通知）に定めるところに従って算定した額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費の3分の1に相当する額又は実施設計の完了時に算定された総事業費の10分の1に相当する額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 調査設計計画に係る次に掲げる経費

ア 事業計画作成費

(ア) 基本設計費

- (イ) 資金計画作成費
- (ウ) 現況測量費
- (エ) 権利調査及び調整費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費
 - (ア) 実施設計費
 - (イ) 工事監理費
- (2) 土地整備に係る建築物除却等費（旧耐震基準により建築された建築物（昭和56年5月31日以前に着工したものをいう。以下同じ。）の解体に係る経費に限る。ただし、アスベストの除却等に要する経費については、この限りでない。）
- (3) 共同施設整備に係る次に掲げる経費
 - ア 空地等整備費
 - イ 供給処理施設整備費
 - ウ その他の施設等整備等費
 - (ア) 共用通行部分整備費
 - (イ) 防災関連施設整備費
 - (ウ) 防音・防振等工事費
 - (エ) 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費
 - (オ) 公共用通路整備費
 - (カ) 駐車場整備費
 - (キ) 機械室（電気室を含む。）整備費
 - (ク) 集会所及び管理事務所整備費
 - (ケ) 高齢者等生活支援施設整備費
 - (コ) 電波障害防除設備設置費

（補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の必要性

ア 施行区域（優良再開発型優良建築物等整備事業を実施する区域をいう。以下同じ。）内の敷地面積に対する老朽建築物、非耐火建築物及び旧耐震基準により建築された建築物の建築面積の割合

イ 施行区域内の都市計画で定められる容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を

いう。以下同じ。)の最高限度に対する施行区域内の建築物の容積率の割合

(2) 補助事業の公益性

ア 市が平成30年3月に策定した中心市街地活性化つながるまちづくりプランに定められた中心市街地の定住人口

イ 施行区域内の敷地面積に対する公開空地面積の割合

ウ 施行区域内の敷地面積に対する緑被面積の割合

エ 施行区域内の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づき市が策定する立地適正化計画で定められた都市機能増進施設の数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

(令和2年3月31日までに採択された事業を行う事業者に対する補助額等の特例)

第7 令和2年3月31日までに盛岡市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要領(平成9年12月22日市長決裁。以下「旧交付要領」という。)及び盛岡市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要領の運用について(平成27年6月18日市長決裁)の定めるところにより採択された優良再開発型優良建築物等整備事業を実施する者に係る補助金の交付の対象及び補助率等については、第3及び第4の規定にかかわらず、旧交付要領の定めるところによる。

制定文 抄

令和2年4月1日から施行する。

改正文 (令和4年告示第150号抄)

令和4年4月1日から施行する。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	補助事業を開始しようとする日
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 見積書の写し	1部	
	5 事業内容の分かる書類(工事図面、所在地図等)	1部	
	6 法人又は団体の場合は、前年度の決算書	1部	

	7 納税証明書（課税法人に限る。） 8 その他市長が必要と認める書類	1部	
規則第9条第1項	事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等） 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	完了から14日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれかの早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して14日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	支払を希望する日の14日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	処分しようとする日の15日前